

取引所為替証拠金取引（くりっく365）約款・新旧対照表

【平成29年5月15日変更】

株式会社フジトミ

改定前（旧）	改定後（新）
<p>【取引所為替証拠金取引（くりっく365）約款】</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（証拠金）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 当社は、お客様が口座開設時に申告していただいた入金限度額を超えての証拠金の入金は原則として受け入れないものとします。また、入金限度額を超えての新規建玉の注文は受け付けないものとします。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第9条～第17条（略）</p> <p>（強制決済及びロスカット等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 前項の規定により、ロスカットが発動されてから全ての建玉の決済が完了するまでの間は、当社はお客様からの注文を一切受け付けないものとします。</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第19条～第39条（略）</p> <p>本約款は、平成27年12月30日より施行する。 本約款は、平成28年3月2日改定。 本約款は、平成28年11月21日改定。</p>	<p>【取引所為替証拠金取引（くりっく365）約款】</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（証拠金）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 当社は、お客様が口座開設時に申告していただいた入金限度額を超えての証拠金の入金は受け入れないものとし、原則として超過部分について返金を行います。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第9条～第17条（略）</p> <p>（強制決済及びロスカット等）</p> <p>第18条（略）</p> <p>（削除）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第19条～第39条（略）</p> <p>本約款は、平成27年12月30日より施行する。 本約款は、平成28年3月2日改定。 本約款は、平成28年11月21日改定。 本約款は、平成29年5月15日改定。</p>